

令和 2 年度

社会福祉法人和順共生会

特別養護老人ホーム和順の里事業計画書

社会福祉法人和順共生会運営の理念

○ 共生（ともいき）思想を基礎に、共生社会の実現を目指す

- ① 共生（ともいき）思想とは、「私のいのちが、他のいのちによって生かされており、また私が生きる意味は、他のいのちを生かすことによって実現する」ということを内容としており、一人一人がお互いを認め合い、お互いを大切にし、ともに支えあって生きるということであらわしている。
- ② 共生（ともいき）とは、「赤い色は、赤く輝き、黄色い色は、黄色く輝き、白い色は白く輝くということ」であるといわれているように、決して一人一人の個性を抑えて、お互いの協調を図るということではなく、協調の中からもその人らしさが発揮されるものである。
- ③ 共生（ともいき）は、入居者同士だけのものではなく、入居者と職員、職員同士の共生、そして地域社会との共生をも目指すものである。

○ 高齢期において介護が必要になっても、高齢者一人ひとりの個性が生かされ、生活への意欲が引き出せる、生きがいあふれる生活文化に基づく共生生活の場を創造する

- ① 特別養護老人ホームの入居者は、「身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とする」人々である。まずは、生活を支えるための介護を丁寧に行うことが大切である。
- ② 介護が重要だからといって、介護を受けるだけの生活になってはならない。生活には、介護以外の沢山の要素がある。一人一人が、安心して過ごせる生活の場の提供と意欲と希望の持てる、尊厳のある生活を目指すものである。

○ これまでの高齢者福祉の到達点をふまえつつ、生活する高齢者が主人公となるよう社会福祉援助技術を探求し、21 世紀の社会福祉援助技術の発展、福祉教育の充実に資する臨床の場を目指す

- ① 職員は、入居者一人一人のよりよき生活を支えるため、日々発展する新しい知識を蓄え、また、介護技術の向上を図るため、職員は常に研鑽に努める。
- ② また、実習生やボランティアを受け入れ、介護の本質を伝えるとともに、福祉教育の充実のために役立つ実習の場とする。

現在介護保険制度においては、

I、地域包括ケアシステムの推進

中重度の要介護者を含め、どこに住んでいても適切な医療福祉サービスを切れ目なく受けることのできる体制を整備

II、自立支援・重度化防止に資する質の高いサービスの実現

介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

III、多様な人材の確保と生産性の向上

人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

IV、介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保の4点の重点項目が提唱されています。

この中で、特別養護老人ホームに関係することとして、

I、地域包括ケアシステムの推進として、

地域共生社会の実現に向けた取組の推進、

(制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や文化を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すとし、「我が事・丸ごと」の地域づくりという言葉を使っています)

II、自立支援・重度化防止に資する質の高いサービスの実現のなかでは、

身体拘束等の適正化の推進と褥瘡発生予防のための管理や排泄に介助を要する利用者への支援に対する評価が挙げられています。

身体拘束等の適正化の推進としては、適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならないとし、

- 1、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 2、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 3、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 4、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。を定めています。

また、褥瘡発生予防のための管理や排泄に介助を要する利用者への支援に対する評価としては、

- 特別養護老人ホーム等の入所者の褥瘡(床ずれ)発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の深い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに対し新たな評価を設ける。

- 排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が協

働いて支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合の新たな評価を設ける。としています。

和順の里は、「地域包括ケアシステム」の一翼を担う施設として、以上のような介護保険制度における重点項目の内容を十分理解しながら、入居者への生活支援サービスの今以上の充実と地域福祉の拠点としての機能強化を進めていきたいと思っております。具体的には、①生活支援としての基本的な介護（三大介護等）とケアマネジメントの充実であります（将来的に施設の介護・医療サービスが外付けにされるとしてもケアマネジメントは行いケアプランを作成する機能は施設に残されると考えられますし、重度の高齢者にとって特別養護老人ホームは、最後のよりどころであることは、変わらないと思っております）。また、②施設をボランティアや地域集会のため等に地域に開放することや、地域の人たちの福祉相談に応じたり、施設で家族介護者教室を開くなどといったことです。昨年度に引き続きこのような方向に向かって、令和2年度の事業計画を進めていきたいと思っております。

1、佛教大学との協働事業

施設開設に全面的な支援をいただき、実質的な開設者である佛教大学との連携を大切にし、以下の事業を協働します。

①施設職員への研修事業

9年前から、佛教大学福祉教育開発センターと協働で、佛教大学教員や外部講師を招いて和順の里職員に対する施設内研修事業を行ってまいりましたが、今年度も引き続き和順の里職員のキャリアアップを目指して、この研修事業を行ってまいります。

②季節行事への学生ボランティア受け入れ

施設の二大行事であるさくら祭り、秋祭り等に佛教大学の学生ボランティアを募り、入居者の誘導や出店の手伝い等を担ってまいります。

③大学生への介護技術講習

今年度も社会福祉援助技術現場実習に行く佛教大学社会福祉科学生に対して、和順の里職員が、移乗、移動、着替えをはじめとする介護技術の講習を行います。

④実習生の受け入れ、

例年通り、佛教大学福祉学部社会福祉学科（通学及び通信課程）の社会福祉援助技術現場実習及び佛教大学保健医療技術学部看護学科の臨地実習等の受け入れ実習指導を行います。

2、本年度の主要目標

- (1) サービスの質の向上（ケアプランの適正化と介護サービスの質の向上）
- (2) 感染症対策の徹底
- (3) 褥瘡発生予防策の徹底
- (4) 施設内研修の充実（介護技術の向上やキャリアアップを目指して）
- (5) 委員会活動の活発化
- (6) 職員の安定確保
- (7) 収入の向上と支出の適正化
- (8) 地域社会への貢献

- (9) 災害対策の見直し
- (10) 事務機能の充実
- (11) 「福祉人材育成認証制度」の認証取得に向けての努力

3、事業計画の詳細

(1) サービスの質の向上（ケアプランの適正化と介護サービスの質の向上）

特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の介護、看護、機能訓練、栄養関係等は、すべて各個人ごとのケアプラン（施設サービス計画書及び短期入所サービス計画書）に基づいて行われます。サービスの質を向上させるために以下のことに気を配りながら適切なケアプランの作成を行い、それに基づいたサービスを実施します。

①ケアプランの適正化と個別ケアの徹底

ケアプラン作成・実行の流れは、アセスメント（その人に関わる情報収集と評価・分析）→ニーズの抽出→ケアプランの作成→プランの実施→モニタリング（うまく行っているかどうかの確認）→再アセスメント→循環（アセスメントからモニタリングの繰り返し＝ケアマネジメントサイクル）となります。

○入居者・家族の気持ちの把握と適切な対応

アセスメントの際に最も重要なのは、本人（家族）の気持ちをしっかりとらえるということです。ケアプランの目指すところは、「望む暮らしとよりよい生活の実現」ですので、出来る限りの努力をし、入居者個々の生活歴の把握をするとともに、本人（家族）の気持ちをしっかりとらえるようにします。

○適切なアセスメントに基づくケアプランの作成

本人（家族）の生活に対する意向をしっかりと捉えるとともに、健康状態、栄養状態、生活機能（食事、入浴、排せつ、移動、移乗等々）、環境、性格等について、適切なアセスメントを行い、ニーズ（課題）を導き出し、ケアプランを作成します。

○ケアプランに基づく適切なケアの遂行

いくら立派なケアプランを作成しても、それが実行されなければ意味がありません。介護職員、看護職員、機能訓練指導員、管理栄養士、生活相談員（介護支援専門員）環境整備員、事務職員というすべての職員が連携・協働をしながら、適切なケアを行うようにします。

○介護技術の向上

入居者が施設でよりよい生活を送るためには、各個人が自力でできないところを支援してスムーズな日常生活を送っていくことがベースになります。生活の核である三大介護（食事、入浴、排せつ）を入居者それぞれに適切に行うためには、支援する職員は正しい介護技術を身につけていることが必要ですし、どの介護職員が行っても同質の介護がなされなければなりません。そのためには、各介護職員の技術の標準化と技術の向上が必要です。

施設内研修や外部研修で最新の介護技術を身につけるとともに、介護マニュアルの見直しも行いながら、介護技術の平準化の努力を続けたいと思います。

②ケアサービスの質の向上

ケアサービスの基本は、自立支援を目指した利用者本位の介護です。自己決定、自己選択を尊重するとともに、着替えはもとより、可能な限りの離床、自力排泄を促すように自立支援へ向けてのサービスを行うよう努力します。

○人権を尊重した職業倫理と職業哲学の確立

ここ数年介護職場における殺人や虐待のニュースが大きく取り上げられ、介護現場に対する信頼が大きく揺らいでいます。和順の里では、決してそのようなことが起こらないよう、職員相互に注意し合うとともに、職員に人権意識を喚起するように、施設内研修や各フロア会議等を通して職員全員に人権を尊重した職業倫理の浸透を図る取り組みをしていきたいと思ひます。

○行事とレクリエーション

施設における生活は、職員が意識していろいろな活動を行わないと、毎日同じことの繰り返しで、日常生活がマンネリ化してしまいがちです。和順の里においては、生活にメリハリをつけることができるよう、今年度も季節の全体行事と各フロアを中心としたレクリエーションに取り組むたいと思ひます。

季節行事は、入居者の生活に季節感を持たる重要なものです。また、入居者の家族にとっては、季節行事は職員や他の入居者、家族とふれあい、楽しめる大切な機会です。さくら祭り、秋まつりという施設全体の行事を充実させるとともに、日常的なレクリエーション活動を行いたいと思ひます。

○医療、看護、介護の連携

施設における嘱託医師と看護職員が一番大切な役割は、適確な判断により入居者の健康・生命を守るとともに、望まれる方には看取りへの援助を行い、家族及び関係職員にその入居者の健康状態を分かりやすく伝え、納得と安心を与えるということです。

昨年度も、家族を交えて終末期を見据えた医療カンファレンスが多くの開かれ、家族のみならず職員も納得の上でターミナルケア（終末期ケア）が実施されました。施設看取りを望む本人、家族は年々増加しています。今年度も介護保険の趣旨に従って、入居者一人ひとりに関わる全職員が連携を図りながら、看取り介護の質向上に向けた努力を続けていきたいと思ひます。

また、入居者の細やかな健康管理ができるよう、看護職員は、日常的な処置、薬の管理、経管栄養の管理等に励むとともに、他職種との連携と役割分担を明確にしなが、入居者に寄り添う看護を実施していけるようにしたいと思ひます。

○食の充実

入居者にとって、食事は大きな楽しみの一つであり、どのような食事が提供されるかは入居者にとっては大きなことです。そのため、常に入居者・職員の声を聴きながら、入居者一人ひとりの食べやすい形の食事を提供することが大切です。そして、旬のものを食べる季節料理や行事の際の食事は、目を楽しませ、新たな感動を与えます。

厨房運営については、業者委託しておりますが、和順の里の管理栄養士は、委託業者との連絡を密にし、食事委員会などにおいて提出された意見を集約し、入居者一人ひとりに合った形態で、おいしい、旬のものを提供してもらえるように努力していきたいと思ひます。

また、入居者一人ひとりの健康の維持・向上のための栄養マネジメントは、健康管理のみならず介護予防の一環として大変重要な役割を担っています。関係職員と連携を取りながら、ケ

アプラン（施設サービス計画）との整合性を図り、適切な栄養マネジメントを行い、入居者一人ひとりの健康状態の維持管理に役立てていきたいと思ひます。

○介護予防・リハビリテーション（口腔衛生と機能訓練）

介護予防のメニューの内容には、栄養マネジメントと並んで、口腔ケアとリハビリテーションが挙げられています。口腔内を清潔にすることは、様々な病気を予防することになります。特にベッドで長く過ごされる方にとっては、肺炎を予防するためにも、口腔内を清潔に保つことは非常に大切です。6年前から、歯科医師及び歯科衛生士と連携し、多くの入居者に月1回の歯科診療と週1回の口腔ケアを行っておりますが、介護現場においても、日常的に口腔内の清潔に心掛けて介護を行います。

また、リハビリテーションについては、機能訓練指導員を中心に入居者一人ひとりが少しでも生活機能を維持・向上できるよう、介護職員との連携の下、計画的な機能訓練のみならず、車いすでの姿勢や就床時のポジショニングにも工夫を凝らしてきました。入居者の生活機能は年々重度化していますが、生活機能の維持・向上を図るため、今年度も個人個人のケアプランに沿った個別機能訓練計画を立案し、より充実した機能訓練に向けて努力していきたいと思ひています。

③リスクマネジメントの実施

いくら丁寧な介護を行っていても、事故により骨折などが起こっては、せっかくの努力がふいになってしまいます。リスクマネジメント委員会において集められたヒヤリハット、事故報告書の分析を行うとともに、それに基づいて作成された事故予防策について、定期的に検証し直し、再発防止に努めます。

(2) 感染症対策の見直し・徹底

昨年度末より感染症による施設での影響が多くみられております。今年度は感染症を拡げないようにする為に情報を伝えて徹底すること。情報・研修を行うことで職員が感染に関する知識を得て入居者の安全を確保するように努めます。

(3) 褥瘡発症予防策の徹底

現在、褥瘡発症のリスクを抱えた人は多数あります。介護職員、看護職員、機能訓練指導員、管理栄養士が入居者一人一人の皮膚の状態や栄養状態を評価し、リスクの高い人には適切なポジショニングと体位交換を実施することにより、今後も褥瘡発症予防を行っていききたいと思ひます。

(4) 施設内研修の充実

近年、施設職員のキャリアアップのシステム(キャリアパス)の確立が叫ばれています。それは職員一人一人が、自分の仕事の意味を理解し、人権を尊重した職業倫理に基づいた職業哲学(介護哲学)を持ちながら、知識を蓄え、技術を高めてステップアップしていくことです。

ステップアップの基本は、それぞれの自己啓発活動ですが、忙しい日常の中で時間を見つけて、自己学習するということは、なかなか難しいことです。施設外の研修にも参加できる機会を多く

するとともに、施設内研修を充実し、それぞれの自己啓発の一助とし、職員の質の向上を図っていききたいと思います。

具体的には、施設独自の研修会をも開催し、こちらでは、人権を尊重すること、施設の職業倫理、職業哲学(介護哲学)を深める活動を行っていききたいと思います。

また、キャリアアップを図るために、経験に応じたキャリア別の研修会を企画し行っていききたいと思います。

令和2年度研修計画書

月	施設内研修会	職員グループ研修	その他
4月		マナー研修	令和2年度事業・予算説明会
5月	感染症対策	マナー研修	令和2年度事業・予算説明会
6月	救急救命	接遇研修	介護支援専門員資格勉強会
7月	リスクマネジメント	接遇研修	介護支援専門員資格勉強会
8月	身体拘束等	コミュニケーション	介護支援専門員資格勉強会
9月	防災対策	コミュニケーション	介護支援専門員資格勉強会
10月	褥瘡防止	認知症	介護福祉士資格勉強会
11月	リスクマネジメント	認知症	介護福祉士資格勉強会
12月	身体拘束・虐待	個人情報保護	介護福祉士資格勉強会
1月	感染症研修(演習)	個人情報保護	介護福祉士資格勉強会
2月	キャリアアップ研修		
3月	看取り		

(5) 委員会活動の活発化

施設内に必要な委員会を設け、委員会活動を活発化することにより、入居者のより良い生活を作り出すことが出来ますし、職員自身の意識も高まり、職務の改善によって仕事自体の活性化も図れることとなりますので、それぞれの委員会の役割を自覚し、活発な活動が展開できるよう努力していききたいと思います。

今年度予定している委員会は以下の通りです。

- 感染症対策委員会 ○褥瘡防止委員会 ○リスクマネジメント委員会 ○研修委員会
- 口腔ケア委員会 ○行事委員会 ○地域・広報委員会 ○食事委員会
- ケア委員会(排泄・入浴) ○身体的拘束適正化委員会 ○防災対策委員会
- 看取りケア委員会 ○入所判定委員会 ○衛生委員会等

(6) 職員の安定確保への努力

昨年度も介護職員に数名の退職者があり、補充が十分にはできていない状態でした。

適正な数の介護・看護職員なくしては、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の運営は成り立ちませんので、ハローワーク、福祉人材センター、各福祉関係大学への求人を行うとともに、インターネットや介護・看護職員の紹介会社への依頼等々可能な限りの手を尽くして求人

を行い介護・看護職員の確保に努めたいと思います。

(7) 収入の向上と支出の適正化への努力

施設の収入は、介護保険からの収入と個人負担金で、その他の収入はほとんどありません。そのような中、収入を安定させるということは、入居者及びショートステイ利用者をいかに確保するかということにかかっています。入居及びショートステイ全体の稼働率の達成目標を94.5%とし、稼働率を高める努力をし、収入の安定に努めたいと思います。御利用者が102人以上が居られるような環境になるように努めていきます。

また、安定的な経営のためには、支出のコントロールも非常に大切なことです。支出の適正化を図るため不必要な支出を抑えるとともに、備品等の購入は本当に必要なものなのか、ヒアリングを行う中で、将来的なことも見据えて計画的に行うようにしていきたいと思います。

また、開設から17年経過する中で、いろいろな設備や備品が老朽化し、不具合が出てきています。必要な修理・修繕と共に入れ替え等も入札や見積もり合わせを行いながら、より適正な価格で購入・改修できるよう慎重に考えていきたいと思っています。

(8) 地域社会への貢献

①家族介護者教室

原谷地区の要介護者を抱える家族の方に呼びかけ、介護保険の制度や介護の方法や認知症、成年後見制度等介護家族に役立つような制度、技術を知っていただけるよう、家族介護者教室を開催いたします。

②相談窓口の設置

一般の人たちにとって福祉の制度の使い方や、介護に関することはなかなか分かりづらいものです。地域住民を対象に介護を中心に福祉全般に亘る相談を受け付ける「相談窓口」を事務所内に置き、生活相談員等が丁寧に対応します。

③地域交流

過去も約3回のバザーを実施して地域の方にも参加して頂いておりました。今年度はバザーだけでなく、普段施設で行っているような体操や喫茶などにも参加できるような仕組みを構築していきます。

④広報の配布

年間1～2回発行を予定しています「和順の里だより」を地域住民に回覧、配布等の方法で供覧し、地域の人たちに、和順の里への理解を深めていただくようにします。

⑤定期的な施設周辺の清掃

地域委員が中心となり参加可能な職員を募って、施設周辺の掃除を行います。

⑥災害発生時の避難所の提供

和順の里並びに佛教大学施設課は、平成23年4月1日に地元原谷地域（区）連絡協議会並びに金閣社会福祉協議会自主防災部と災害発生時には、原谷地区に居住する介護の必要な高齢者および未就学児童のいる家庭を可能な限り受け入れる旨の「災害発生時の避難に関する各施設使用の覚書」を締結しています。

災害発生時には、可能な限りの地域協力を行います。

(9) 災害対策の充実

阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震をはじめ風水害も各地で発生しております。災害対策に対する委員会を継続しマニュアルの見直し、災害訓練も実施して災害対策をしていきます。

(10) 事務機能の充実

事務の仕事は、経理、人事管理、設備管理がその主なものであります。

人事管理については、私たちの努力にもかかわらず昨年度も職員の安定確保が不十分な状態でした。今年度は、これまで以上にあらゆる機会を見つけて募集し、職員確保に努力していきたいと思っております。

また、職員の健康管理も人事管理上重要なことですので、必要な健康診断を行うとともに、衛生委員会の定期開催により、職員の労働安全衛生を図るとともに、職員一人ひとりが適正な労働時間を守ってもらえるよう、職員ともども努力をしていきたいと思っております。

設備の管理については、開所 17 年を迎えましたので、各種機械類の経年劣化が見られ、冷暖房の故障、給湯装置の不具合等が起こるようになってきました。特に冷暖房の不具合は、身体の弱い入居者にとっては、死活問題となりますので、計画を立てて迅速な対応を心がけたいと思っております。

特に事務の仕事は、入居者が気持ちよく過ごすこと、また現場の職員が気持ちよくスムーズに仕事ができるように、環境を整えることが重要な仕事ですので、そのことにいつも気を配りながら仕事を進めたいと思っております。

(11) 「福祉人材育成認証制度」の認証取得

京都府では、急速に拡大・成長する介護・福祉業界の人材確保は喫緊の重点課題と捉え、福祉系学生のみならず、幅広く若者に福祉業界に就職してもらうため、福祉人材の育成に頑張る事業所を紹介する制度として、また、学生をはじめとした若者に、福祉業界が安心して働ける業界であることを、根拠を持って説明していくツールとして「福祉人材育成認証制度」を創設し、一昨年度から認証を始めています。

その内容は、①新規採用者が安心できる育成体制、②若者が未来を託せるキャリアパスと人材育成、③働きがいと働きやすさが両立する職場づくり、④社会貢献とコンプライアンス（関係法令の遵守）です。

和順の里も昨年再度、「きょうと福祉人材育成認証制度福祉人材育成宣言事業所」として京都府に登録し、認証に向けて取り組むことになりました。

今年度は、引き続き新規採用職員の育成計画（OJT を含む）を作成し、新任職員育成に取り組むとともに、キャリアパスの確立とそれに基づく人材育成計画の策定を行うとともに、職場環境の充実に図り、「福祉人材育成認証制度」の認証取得を今年度中に行います。

各部署事業計画

【1階 介護職員】

1) 個別ケアの充実と適切なケアプラン

- ・各入居者に対しケア担当者を割り振り、その人一人ひとりの思いや望む暮らしを検討し、援助します。
- ・各入居者のこれまでの生活や習慣など個別ケアに必要な情報の収集と職員間での情報共有を行い、“その人らしい”が送れるように援助します。
- ・日々の生活から入居者と家族の気持ちを汲み取り、ケアサービスを向上していくよう努めます。
- ・適切な個別ケアを行うために、出来るだけ多くの情報を取り入れアセスメントを行い、ケアプランを作成し、そのサービス内容をフロア会議等で通じて職員間でしっかり共有し、ケアの実践につなげ、評価していきます。また評価でしっかりと振り返りを行い、さらなるケアにつなげられるよう検討します。
- ・定期的にご家族の方には近況報告を行うようにして、ご家族様にも関わりを持っていただきながら、入居者・ご家族の方が安心できる施設生活を提供します。
- ・終末期を迎える入居者・ご家族の方が不安なく、穏やかな気持ちで終末期を過ごして頂けるように、必要な知識と技術の習得に努めます。また、振り返りを必ず行い、今後の対応に生かせるようにします。

2) サービスの質の向上

- ・ケアプランに沿った介護業務を行うだけでなく、入居者が安心かつ安全に暮らせるようにケアを行う必要があります。その為にも、各入居者がどのような人生を過ごされてきたのかを生活歴を視野に入れながら、介護に取り組みます。
- ・介護をする上では、コミュニケーションが必須となります。入居者の今までの生活歴を考えながら、常に入居者の視線で、入居者の意思を尊重した語りかけ、スキンシップをしながらコミュニケーションをすることで、入居者に安心感・信頼感を与えられるように努力し快適な施設生活を送れるよう支援します。
- ・職員全てが三大介護を始めとして入居者に安心・安全な介護を提供するために、新人職員の育成しながら、教える側の職員もケアの方法を見直し、相互に高め合い、同レベルの介護技術が行えるようにします。
- ・職員が各入居者の事を考えて、介護できる環境に取り組むように努力していきます。
- ・終末期になっても、入居者が最後まで施設を家の拠点として生活していただけるように、信頼・安心を得られるような介護職員となるよう努力します。
- ・施設内外への研修へ積極的に参加し、その得た知識をフロア会議等で報告、勉強会を行い、各職員がお互いに知識を深め、共有し介護へのサービスの質向上に努めます。

- ・職員一人ひとりが考えて介護し、事故などを未然に防ぎ仕事に取り組むようにしていきます。

3) 行事とレクリエーション

フロア行事

- ・入居者によって、レクリエーションへの楽しみも多種多様となっております。各入居者が楽しんでいただけるように、個別の外出レクリエーションを企画し実践していきます。
- ・普段行っているレクリエーションも様々な種類を行い、各入居者が趣向に合わせて参加していただくように実行します。
- ・季節に合わせた食材での調理レクリエーション（食事作り、おやつ作り）を入居者の意見を取り入れ、企画・実施するように努めます。
- ・入居者の介護状態により外出レクリエーションが困難になっている方もおられます。施設の中でも楽しみを提供できるようなレクリエーションを行っていきます。
- ・地域の行事に参加できることがあれば、可能な限り入居者にも参加していただき地域との繋がりを持って生活してもらえるように援助します。

施設行事

- ・2大施設行事（さくら祭り・秋祭り）への参加を通して、楽しみや季節感を感じて頂き、ご家族との時間を大切にしていきます。

4) 介護予防・リハビリテーション

- ・看護職員や機能訓練指導員と連携し、その方に合った必要なリハビリテーションを行うように努めます。
- ・口腔ケア・食前の体操を徹底することで、誤嚥性肺炎のリスクを減らし、入居者が出来るだけ健康で生活していただけるように援助いたします。
- ・生活の中のリハビリが行えるように看護職員や機能訓練指導員と実行していきます。
- ・健康状態・リスクを考えながらも、「食の楽しみ」を提供できるように、食事・間食を栄養士や看護職員と連携し提供します。

5) 各部署・各階との連携

- ・入居者の生活を支援していく中で必要な情報の交換と共有を図ります。
- ・部署内での情報の交換・共有を行い業務がスムーズに行えるようします。
- ・各階の情報共有し、介護感・介護技術の統一を図ることができるよう努力していきます。

【2階 介護職員】

○フロア理念として「自分もしくは両親の方が入所したいフロア作り」を掲げ今年度以下のことを中心に行っていきます。

① ケアプランの適正化と個別ケアの充実

- ・各入居者の今まで歩まれてきた生活歴などの情報を収集し、現状を理解した上で「出来ること」に目を向けてアセスメント・プラン作成していきます。
- ・プランの情報共有・個別ケアの実践・定期的にモニタリングを行い、個別ケアの充実化に結び付けます。

② サービスの質の向上

- ・アセスメントと根拠に基づきながら援助を行います。
- ・入居者の意思を尊重した語り掛け・コミュニケーションを行い、信頼関係を構築するように努めていきます。
- ・入居者が施設内でも快適に生活を送れるように、よりよい環境整備に努力していきます。
- ・接遇マナーの向上に取り組み、サービス内容の充実化を図ります。
- ・「食」に力を注ぎ、家族様及び他部署と連携を図り、慣れ親しんだ味や食の提供を行い、食の充実化を図ります。

③ 安全対策への取り組み

- ・未然に事故を防ぐために、入居者のADLに適した環境整備を提供します。
- ・リスク管理を行い、事故防止への対策を講じます。
- ・会議にて事故報告書やヒヤリハット報告書などの事例を検証し、対応策を検討します。
- ・機能訓練や生活リハビリによって身体機能の維持を図ります。

④ 情報共有・連携強化・業務改善

- ・入居者の個別ケア・より効率かつ効果的のある援助を行うために職員間同士の情報共有だけでなく各部署ともに連携・情報共有しながら日々業務に努めるようにします。
- ・よりよい介護の実現に向け、業務改善の取り組みや提案を行います。また、コスト意識を高く持ち、不要な支出を抑えます。
- ・施設内・外の研修内容を積極的に取り入れ、意識・知識・技術の向上を図ります。
- ・申し送り専用書式を活用し、情報共有システムの確立を図ります。

⑤ 看取りへの取り組み

- ・看取りに関する指針に基づき嘱託医師・医療機関・家族と緊密に連携を取り、入居者の尊厳を尊重した看取りに取り組みます。

⑥ 楽しみのある行事・アクティビティーサービスの提供。

- ・四季に応じた行事を企画し、楽しみ・生きがい・自己実現の一助となるよう援助します。

年間行事

実施月	規模	行事名
4月	施設全体	桜祭り
5月	全体、2階	外出レク
7月	全体、2階	外出レク
8月	2階	納涼会
10月	施設全体	秋祭り
11月	2階	紅葉狩り
12月	2階	クリスマス会
1月	2階	初詣
2月	施設全体	節分

- ・ご入居者の日常生活を明るく楽しく心身の活性化に寄与するため、可能なかぎり、お一人おひとりのニーズに応じてアクティビティーサービスを提供できるよう、取り組んでいきます。
- ・個別的に外出レクを行い各入居者の楽しみを提供するように努めます。
- ・社会の中で生活していただける機会を提供できるように企画・実践していきます。

以上

【3階 介護職員】

1. サービスの質の向上(ケアプランの適正化と介護サービスの質の向上)

- ・入居者、一人一人の生活歴を踏まえ、よりよい施設生活が送れるよう入居者の意向はもちろん、家族の望むような生活に近づくようなプラン作成を行い、充実した生活を送って頂くよう援助します。
- ・他部署との連携を図る事で、その方に合った、より細やかなケアプランを作成し、適切なケアを行っていきます。
- ・市老協の個別ケア研修に参加し、他施設との交流の中で情報交換を行い、ケアの質の向上を目指していきます。

2. 人権を尊重したケアの徹底

- ・入居者の「人権」を考えフロア会議にて入居者への対応を見直し、日々のケアを充実していきます。

- ・ユニットリーダーを中心に職員の指導を行い、お互いに注意し合える環境作りに取り組んでいきます。

3. 行事とレクリエーション

- ・レクリエーション委員会を活用し、年間を通して充実した施設生活を送れるよう、企画・実行していきます。
- ・日々の生活の中で少しの時間でもレクリエーションを実施する。
- ・個別レクリエーションはケアプランを基にその人に合った、その人らしいレクリエーションを実施していきます。

4. 医療、看護

『その人らしい看取り対応を』

- ・看取りに関する指針に基づき、入居者の尊厳を尊重した責任ある看取りに取り組めます。
- ・入居者の看取りを行った後は、次の看取りケアに繋げていけるよう振り返りを行います。
- ・対象の方に合った看取りの方法をその都度検討し、家族のサポートはもちろん、本人様に対しても穏やかな終末期が送れるよう、情報の共有や状態観察、他部署との連携を強化し悔いのない看取り介護を行っていきます。

5. ユニットケアの促進

- ・ユニット会議を開催しユニットリーダーを中心に意見交換や情報共有の場を設け、ユニットケアの推進を図っていきたく思います。またユニットならではの小グループを活かし、馴染みの関係や落ち着ける環境作りの提供を行っていきます。
- ・担当職員やユニットを中心に、個別ケアに取り組み、その人らしさや何を望んでいるか、入居者や家族の思いに寄り添いながら、ケアの充実を図っていきます。

【医務 看護職員】

『入居者の健康管理に努め、安心・安全・安楽な生活を他職種と共に支援する。』

1. 健康保時の援助を行う。

- ・慢性疾患の細やかな状態観察を行い、他職種からの情報を共有し、アセスメントする。
- ・異常の早期発見に努め、異常が認められた場合、本人・ご家族の希望も踏まえ、嘱託医の診察や、必要に応じて外部受診し対応する。
- ・入居者の重度化が進行しており、急変の可能性が高い。心身の状態変化に応じて、医師や家族を交えてのケアを重ねる。場合によっては「看取り介護の同意書」を作成しながら他職種と共にケアに取り組む。
- ・内服薬、外用薬、衛生材料、酸素ボンベ、VS測定器などの医療物品の管理を行う。
- ・吸引器などの医療関係物品の定期洗浄と管理を行う。

- ・ 4月の定期診察・定期採血、10月の定期健診（胸部レントゲン、血液、尿検査）、年2回の定期診察実施。嘱託医指示のもと採血、心電図検査を実施。又状態に応じて尿検査・心電図検査を行う。
- 2、感染予防の取り組み。
 - ・ インフルエンザや肺炎球菌などの予防接種の実施。
 - ・ 常に標準予防策に準じた感染予防対策をする。
- 3、褥瘡予防の取り組み。
 - ・ 褥瘡発生予防に関する指針に従い、他職種と協働し適切な看護、介護を目指す。
- 4、入居者の暮らしを支える為に、他部署と連携を取る。
 - ・ ケアプランの作成時や毎日の申し送りなどで、その人にあったケアを助言する。
 - ・ 委員会活動に参加する。
- 5、自己研鑽に努める。
 - ・ 日々進歩する医療や、看護・介護の知識・技術、諸制度などについて、積極的に情報を得たり、研修会に参加する。
 - ・ ケアの専門家としての自覚・責任のある行動がとれるよう努力する。
- 6、適宜業務内容を見直す。
 - ・ より安全・スムーズに業務が行えるよう検討する。

【生活相談員】

■ 個別サービスに基づいたケアプランの適正化

- ①他職種との連絡・調整を行い昨年度同様、入居者の視点に立った生活支援型のポジティブなケアプラン作成に努める。
- ②モニタリングの充実を図りマネジメント能力の向上に努める。
- ③ターミナル期に於いては入居者・家族の意向を把握した上で、ケアとキュアのバランスに配慮したケアプラン作りに努める。

■ 身体拘束ゼロへの取り組み

これまでの拘束事例の再検討、及び外部研修への参加を通じて研鑽を深め、引き続き身体拘束ゼロを目指す。

■ 入居者家族等との絆を強化

- ①外出レクリエーション等への参加を呼びかけるなど参加しやすい形を創出し、家族との交流を図る。
- ②ターミナル期に臨んでは、家族との窓口的役割を担い医療カンファレンスの開催を始め、精神面でのフォローアップ等、より充実した終末期ケアに向けた体制作りの強化を図る。

■ 関係諸機関との連携の強化

①長期入所

医療機関への受診、退院時の情報を共有及び正確な伝達を行い、継続した看護・介護を入居者に提供できるよう協力病院を含めた医療機関との連携を強化する。

②短期入所

ケアカンファレンス等を通じ居宅介護支援事業所、主治医、他サービス事業所との連携を強化し、継続性のある質の高い介護サービスを提供することで在宅生活をサポートする。

■ 地域との連携

地域活動への参加・各種福祉サービスに対する相談窓口としての機能を通じ、福祉施設への理解、協力を求め、共生社会の実現を目指す。

【厨房 管理栄養士】

- 1) 厨房委託先と共に食事の大切さを理解し、日々の楽しみの一つとなるような食事の提供と安全な食事の提供を目指す。
 - ・ 季節感や食への楽しみを感じていただける食事の提供をする。
季節ごとの行事にあわせ、旬の食材を取り入れた献立づくりをする。
また、松花堂弁当を準備し普段とは違った雰囲気 of 食事を提供する。

	行事名	料理名
4月	お花見	お花見弁当
5月	端午の節句	筍ご飯 柏餅
6月	夏越祓	水無月
7月	七夕	七夕膳
8月	夏まつり	屋台料理
9月	敬老会 秋分の日	にぎりずし おはぎ
10月	秋祭り 運動会	屋台料理 行楽弁当
12月	クリスマス会 大晦日	クリスマスバイキング 年越しそば
1月	お正月 七草	おせち料理 七草粥

	鏡開き	おぜんざい
2月	節分	巻き寿司
3月	桃の節句 春分の日	ひな寿司・甘酒 ぼたもち

- ・ 嚥下困難・咀嚼力低下にあわせたソフト食の導入を進めていく。ミキサー食の方を中心に味付けはもちろんのこと見た目でも楽しんで頂けるよう、毎月行事食の時にはソフト食を提供していく。
 - ・ 選択メニューを行い、入居者の好みの食事を本人が選べる機会を提供する。
 - ・ 食中毒予防のための衛生管理を行い、安全な食事の提供をする。
 - ・ 家庭的な雰囲気を感じていただけるよう、入居者と共に調理レクリエーションを行う。また、厨房職員の実演による食事の提供も取り入れていく。
 - ・ 喫茶の開催を毎月1回行い、普段のおやつとは違った雰囲気を楽しんで頂く。
- 2) 栄養ケアマネジメントにより、入居者一人一人にあった栄養量の設定や嗜好にあった食事の提供を
他職種と連携をとり健康の維持・向上を目指す。また、褥瘡発生リスクの高い低栄養者のリストアッ
プを行い、低栄養の改善に向け食事の工夫を行っていきます。
- 3) 開所当初より使用している食器は消耗してきており入れ替えを行い、新たな食事環境の提供を行う。
・ メニューに合った食器や入居者に合った食器を選び、介護職員、厨房職員と共に検討し入れ替えを
行っていきます。
- 4) 食事委員会の開催を定期的に行い、入居者や介護職員の意見を集約し献立作成や行事食に生かし、よ
り充実した食事の提供を目指す。
- 5) 災害時に備え非常食の確保を計画的に行っていく。
購入した食材を使用し、非常時に備えた訓練を行えるよう計画を立てていきます。また購入する食
材は無駄にすることなく日々のメニューに組み込めるような内容を吟味し、購入していきます。
- 6) 栄養補助食品・増粘剤の見直しをする。年々栄養補助食品や増粘剤の使用頻度が増し、費用の拡大に
つながっています。現在使用中の食品等が入居者の状態にあった物であるか、費用の面でも安価で良
い商品がないか検討していく。

【機能訓練指導員】

機能訓練指導員

施設生活の中でその人らしい生活をして頂くために、身体機能、ADL、QOL の維持向上を図ります。

① 個々の身体機能・精神機能に合わせた機能訓練の実施

- ・歩行や関節可動域訓練等の個別に行う機能訓練や日常生活動作の中で行う生活リハビリテーション、集団で行う体操やレクリエーション、また、洗濯物を畳んだりおしぼりを巻くといった軽作業等、入居者様の主体性や自主性を尊重し個々の状態に応じた機能訓練計画を作成し実施していきます。また三ヶ月に一度、ご家族様へ現状を報告し、安心して頂けるよう努めていきます。

② 入居者様の状態に合わせた環境設定

- ・身体機能に適したベッドや介助物の配置といった環境整備の助言を行います、車椅子の調整、福祉用具や歩行補助具の選定を行っていきます。褥瘡リスクの高い方にはマットレスや車椅子クッションの選定を行います。また靴や衣類などの購入の際にもご本人に適したものが購入できるよう介護職員に相談及び助言していきます。

③ 他職種との連携

- ・日々の状態の変化や生活目標等の情報を共有し、スタッフ全員が同じ意識の中でそれぞれの業務が出来る様に看護師、管理栄養士、生活相談員、介護職員と連携に努めます。

④ 生活リハビリの充実

- ・機能維持や介護予防を目的に日常生活動作の中でできる事と出来ない事を評価し、介護職員と連携を取りながら日常生活の中で自立を促し、活動性の向上を図り、日常生活を通して身体機能の維持が出来るよう努めていきます。

⑤ リスク管理の徹底

- ・転倒や転落、機能訓練中の急変等、未然に防止出来る様、訓練前の状態確認や情報収集に努めます。また事故報告書やヒヤリハット報告書を通じて事故の再発に努めていきます。

【事務職員】

経理について

1. 2021年4月より、介護報酬改定が行われます。改正される内容を熟知するとともに、介護保険請求・

入居者への一割負担金の請求を的確に行い、正しく収支計上が行うことができるよう努めます。また、現行処遇改善加算と特定処遇改善加算の 2 つの加算から得た収入を介護職員等に適正な形で支給が行えるように努めます。

2. 法人が経営する事業予算を適切に執行し的確な財源確保に努め、収入の安定を図り分析するとともに支出の無駄を省き収支のバランスを図るよう努めます。

設備・機器について

1. 施設全体の設備・機器等も 17 年を越え、老朽化している機器も増えています。必要な機器について、更新できるように努めます。更新予定の機器として、3 年次毎に行われる電気設備の法定点検に合わせて、屋外開閉器及び高圧ケーブルの交換を予定しています。令和 2 年度は、給湯設備の適正な台数の調査及び配管ラインの見直しを行い、令和 3 年度、給湯設備の更新を行なえるようにします。その後、空調設備の更新が出来るように調査を行い、令和 4 年度、空調設備の更新を行えるようにします。

その他

1. 他部署との業務が円滑に行われるように、事務関係書類の作成や提出の手順を整備し各部署に浸透させることに努めます。
2. 平成 29 年度より、社会福祉法等の一部を改正する法律が施行され、社会福祉法人が保有している資産や情報について明確に提示しなければなりません。的確な情報の開示を行えるように努めます。